

健康福祉部

福祉環境委員会 【議案関係資料】

6月12日提出

目 次

◎補正予算関係

1 老人福祉総合エリア改修事業（長寿社会課）		3
2 （新）HPVワクチンキャッチアップ接種促進事業（保健・疾病対策課）		5
3 （新）電子処方箋活用・普及促進事業（医務薬事課）		6

◎議案関係

1 秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例案の概要について（健康づくり推進課）		8
2 秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について（医務薬事課）		10

予算額 △317,750千円 (⊖ △286,000 ⊕ △31,750)

1 主 旨

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プールの屋根及び設備を改修するため、令和5年度当初予算に関連経費を計上し、工事を施工していたところ、屋根を支える梁が腐朽し掛け替えが必要であることが判明したことから、工期の延長と工事費を追加し、継続費を変更する。

2 実施主体 県

3 事業内容

①追加工事の主な内容

- ・梁の解体、加工、掛け替え工事（大梁7本等）
- ・金属建具（窓等）工事 一式

②工 期

完成期限を令和7年5月から8年9月に延長し、同年10月の営業再開を目指す。

	工期	営業再開予定
当初計画	令和5年10月～令和7年5月	令和7年6月
変更後	令和5年10月～令和8年9月	令和8年10月

（詳細は別紙「全体工程表」のとおり。）

③事業費

・変更後の事業費

（内訳）工事請負費 1,108,369千円 （35%増）
 委託料 11,113千円 （124%増）
 事務費 1,574千円 （6%増）
 合 計 1,121,056千円 （36%増）

④継続費の変更

令和6年度と令和7年度の年度割額を変更し、新たに令和8年度の継続費を設定する。

・当初計画（令和5年度当初予算）

設 定：令和5年度～7年度

総 額：827,619千円

年度割：R5 248,319千円 （30%）

（割合）R6 413,546千円 （50%）

R7 165,754千円 （20%）

・変更後

設 定：令和5年度～8年度

総 額：1,121,056千円（+293,437千円）

年度割：R5 248,319千円 （22%）

（割合）R6 95,796千円 （8%）

R7 590,384千円 （53%）

R8 186,557千円 （17%）

<参考>屋内温水プールの概要

所 在 地：秋田市御所野下堤五丁目1-1

設 置 者：秋田県

指定管理者：（福）秋田県社会福祉事業団

開 設：平成9年8月

	H29	H30	R元	R2	R3
利用者数	3.6万人	3.5万人	3.3万人	2.7万人	2.1万人

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プール屋根等改修工事 全体工程表

		令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
当初計画	契約			○ 契約締結						○ 営業再開（6月）							
	仮設工事			→ 足場組立				→ 足場撤去									
	解体工事			→ 天井等、屋根材、母屋撤去													
	屋根・天井工事					→ 母屋交換、屋根葺き	→ 天井工事										
	塗装工事等							→ 内装工事、設備更新									
変更後	契約			○ 契約締結				○ 変更契約締結								○ 営業再開（10月）	
	仮設工事			→ 足場組立								→ 足場撤去（外部）	→ 足場撤去（内部）				
	設計					→ 梁等追加											
	解体工事			→ 天井等解体		→ 屋根材、母屋、梁撤去											
	屋根・天井工事							→ 梁加工、搬入、組立、設置	→ 母屋交換・屋根葺き	→ 天井工事							
	塗装工事等									→ 建具取付				→ 内装工事、設備更新			

予算額 6,774千円 (⊖ 6,774)

1 事業目的

令和7年3月に子宮頸がんを予防するHPVワクチンの公費によるキャッチアップ接種期間の終了が迫る中、3回の接種を完了するまで約6か月かかることから、希望者が再度、接種機会を逃すことのないように周知を図る。

[キャッチアップ接種]

平成25年から令和3年までの積極的勧奨差し控えにより定期接種の機会を逃した人を対象として、国は、令和4年4月から3年間、定期接種と同様に無料で接種できる機会を設けており、実施主体である市町村から対象者に対し、周知が行われている。

対象：平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性で、過去に合計3回の接種をしていない人

※過去に1回接種した人は残り2回、2回接種した人は残り1回、接種可能

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 対象者及び家族等への周知 6,524千円

インターネットのディスプレイ広告やテレビ、新聞を活用して対象者や家族等に周知を図る。

ア インターネット上のディスプレイ広告

Instagram、Google、Yahoo!等

イ テレビCM

放送局：県内民放テレビ3社

放送期間：8～9月（2か月間）

本数：各社31本／月

ウ 新聞広告

5段広告：地元紙3紙

(2) 市町村及び医療機関等と連携した広報

250千円

キャッチアップ接種の実施主体である市町村や接種を行う医療機関、対象世代のいる大学や専門学校と連携して、対象者に周知を図る。

ア 市町村用リーフレット（PDF）

イ 医療機関、教育機関用ポスター

[参考]

- ・ヒトパピローマウイルス（HPV）
子宮頸がん等の病気の原因となるウイルス。
- ・HPVワクチン定期接種
小学校6年～高校1年相当の女子を対象に、合計3回の定期接種が行われている。

予算額 168,006千円（国112,001 諸18 〇55,987）[医療提供体制推進事業費補助金]

1 事業目的

県民に対する医療サービスの向上を図るため、医療機関及び薬局に対し電子処方箋管理サービス導入に係る費用を助成する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 補助先 保険医療機関等
(病院、診療所（歯科含む）、薬局)

(2) 補助対象 電子処方箋管理サービスの導入
(初期導入及び新機能導入)に係る費用

(3) 補助率及び補助上限

	県補助金		国交付金※	
	補助率	上限(千円)	補助率	上限(千円)
病 院	1/6	167～1,003	1/3	333～2,007
診療所	1/4	61～135	1/2	123～271
薬 局	1/4	64～138	1/4～1/2	64～277

※社会保険診療報酬支払基金において令和4年度から実施

県の補助金と国の交付金を合わせると、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で、病院1/2、診療所・薬局(大型チェーン除く)3/4、大型チェーン薬局1/2となる。

例) 200床以上の病院が初期導入と新機能を同時に導入した際のイメージ[総事業費6,022千円]

全 体 の 補 助 率 1 / 2		
国交付金 1/3 (2,007千円)	県補助金 1/6 (1,003千円)	病院負担分 1/2 (3,012千円)

(4) 予 算 額

①補助金 163,873千円
・電子処方箋管理サービス導入(初期導入)に係る費用 18,402千円
(7病院、20診療所、125薬局)

・新機能(リフィル処方箋、処方箋ID検索など)の導入に係る費用 10,507千円
(7病院、20診療所、125薬局)

・初期導入と新機能の同時導入に係る費用 134,964千円
(30病院、454診療所、349薬局)

②事務費 4,133千円
・会計年度任用職員(2名)の人件費 3,719千円

・需用費、役務費 414千円

電子処方箋活用・普及促進事業

【事業の目的】

医療機関及び薬局に対し電子処方箋管理サービス導入に係る費用を助成し、県民がより質の高い医療サービスを効率的に受けることができるよう、電子処方箋の普及を図る。

電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、該当データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。

医療機関等がシステムを導入することで、より適切な薬学的管理が可能になるため患者のさらなる健康増進に！

重複投与や併用禁忌が今まで以上に確実に防ぐことができれば、健康だけでなく窓口で支払う費用も抑えられる。

マイナ保険証（推奨）

※または紙の保険証

<受診>

医師
歯科医師

●リアルタイムでの処方/調剤情報含む薬剤の情報の閲覧が可能（電子処方箋を導入していないと直近1か月程度の服薬情報等が確認できません。）

重複投与/併用禁忌が自動でチェックできる

病院・一般診療所・歯科診療所

患者

マイナンバーカードや電子版お薬手帳アプリ

- スマホで自分の直近の薬剤情報がいつでもどこでも確認できる。
- 薬剤情報を一元的に管理できる

オンライン診療・服薬指導を利用しやすくなり、受診等の利便性が向上！

家に多くのお薬が余ることを防ぐ（残薬抑制）事もできます。

マイナ保険証（推奨）

※または紙の保険証

<お薬の受け取り>

薬剤師

●リアルタイムでの患者の処方/調剤情報含む薬剤の情報の閲覧が可能

●システムへの入力作業、調剤済処方箋のファイリング、保管スペース削減

重複投与/併用禁忌が自動でチェックできる

薬局

電子処方箋管理サービス

処方箋内容の登録

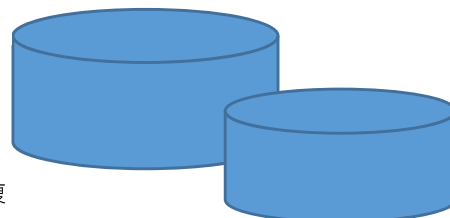
処方箋の取得

処方・調剤された情報や重複等のチェック結果の閲覧

調剤内容の登録

オンライン資格確認等システム

支払基金・国保中央会



【議案第 1 4 6 号関係】

秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例案の概要について

健康づくり推進課

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 6 年政令第 1 6 1 号）による健康増進法施行令（平成 1 4 年政令第 3 6 1 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 引用している健康増進法施行令の条項を改めることとする。（第 6 条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

(参考)

健康増進法施行令で規定する第一種施設の変更内容

(1) 児童福祉法に定める施設の追加

- ①親子再統合支援事業の用に供する施設
 - ②社会的養護自立支援拠点事業の用に供する施設
 - ③妊産婦等生活援助事業の用に供する施設
 - ④児童育成支援拠点事業の用に供する施設
 - ⑤親子関係形成支援事業の用に供する施設
 - ⑥こども家庭センター
 - ⑦地域子育て相談機関の所在する施設
- (改正後の健康増進法施行令第 3 条第 1 5 号部分)

(2) 母子保健法に定める母子健康包括支援センターの削除

(改正前の健康増進法施行令第 3 条第 1 6 号部分)

〈条例第 6 条の概要〉

学校や児童福祉施設等について、20 歳未満の者が主に利用する施設であることから敷地内を全面禁煙と規定している。

秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(第一種施設の管理権原者の責務) 第六条 第一種施設（法第二十八条第五号に規定する第一種施設をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる施設の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）は、特定屋外喫煙場所（同条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。次条及び第十四条第一項において同じ。）を定めてはならない。 一 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第十五号及び第十六号に掲げる施設 二 略	(第一種施設の管理権原者の責務) 第六条 第一種施設（法第二十八条第五号に規定する第一種施設をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる施設の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）は、特定屋外喫煙場所（同条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。以下同じ。）を定めてはならない。 一 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第十五号から第十七号までに掲げる施設 二 略

【議案第147号関係】

秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について

医務薬事課

1 改正理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）による大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部改正により、大麻草採取栽培者の免許の申請をする者等から手数料を徴収する必要がある。

2 改正内容

- (1) 題名を「秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例」から「秋田県大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例」に改めることとする。
- (2) 引用している「大麻取締法」の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めることとする。（第1条関係）
- (3) 「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改めることとする。（第1条、第2条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとする。ただし、2(3)（大麻草採取栽培者の免許の申請に限る）及び3(2)は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

<参考>

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

改正の背景

1 医療ニーズへの高まり

大麻を原料とした医薬品が欧米各国で、難治性てんかん等の治療目的で施用されている現状を踏まえ、大麻を原料とした医薬品の施用を可能とする。

2 薬物乱用への対応

大麻の不正使用について、他の麻薬と同様のペナルティー（施用（使用）罪）を適用する必要がある。

3 大麻の適切な利用の促進

現行の部位に着目した規制から、大麻成分に着目した規制に移行し、有害成分を麻薬として規制する一方で、幻覚作用のない成分を利用した製品等の新たな産業利用を進める。

4 適切な栽培及び管理の徹底

現行の繊維又は種子採取目的のほか、新たな産業利用、医薬品原料利用も栽培の目的とする。

主な改正内容

大麻取締法（現行）→大麻草の栽培の規制に関する法律

- 1 大麻から製造された医薬品の施用が可能
- 2 大麻及び有害成分を麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」に位置づけ
- 3 大麻草の栽培者免許について、産業目的及び医療目的に拡大し、栽培目的に応じた栽培者の区分を新設
※産業目的と医薬品の原材料利用目的

◎大麻草の栽培の規制に関する法律（第2条第2項）

大麻とは、「大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいう。」

◎麻薬及び向精神薬取締法（第2条）

麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号別表第1に掲げる物及び大麻をいう。

秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
秋田県大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例 (手数料の徴収) 第一条 県は、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号。次条において「法」という。）の規定により大麻草採取栽培者の免許を受けようとする者等から、手数料を徴収する。 (手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 法第五条第一項の規定による大麻草採取栽培者の免許の申請の申請 一件につき 七千三百円 二 法第六条第三項の規定による大麻草採取栽培者の登録の変更の申請 一件につき 三千五百円 三 法第七条第三項の規定による大麻草採取栽培者免許証の再交付の申請 一件につき 三千五百円	秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例 (手数料の徴収) 第一条 県は、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下「法」という。）の規定により大麻取扱者の免許を受けようとする者等から、手数料を徴収する。 (手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 法第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許の申請の申請 一件につき 七千三百円 二 法第十条第五項の規定による大麻取扱者の登録の変更の申請 一件につき 三千五百円 三 法第十条第六項の規定による大麻取扱者免許証の再交付の申請 一件につき 三千五百円